

## 藤枝市地域健康づくり活動活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民の健康の保持、増進を図るため、藤枝市保健委員連絡協議会各支部が行う事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、健康づくり事業に要する経費とする。

2 補助額は、市長が定める額とする。

(交付の申請及び概算払の承認申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助事業者等」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金状況調べ
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認申請を受けようとする場合は、前項の規定による交付申請の際、併せて申請しなければならない。

3 提出期限は別に定める日までとする。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 前項の交付決定において、市長は、補助金の対象となる事業経費を明確にするように指導するとともに、直接公益的な事業に結びつかないもの及び社会通念上公金でまかなうことが不適切なもの（交際費、慶弔費、飲食費及び懇親会費等）について、補助金をもって支出しないよう補助事業者等に指導するものとする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金の遂行が困難になった場合
- (3) 補助事業の経費の配分及び事業内容について変更しようとする場合

(変更等の承認申請)

第6条 前条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更資金状況調べ

(変更等の承認決定)

第7条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知(第6号様式)する。

(請求)

第10条 補助事業者等は、前条の通知書を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(第7号様式)を提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 補助金の交付の目的を達成するため特に市長が認めたときは、概算払請求書(第7号様式)により補助金の交付を請求することができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則(平成24年3月12日告示第26号)

この告示は、平成24年4月1日より施行する。